

令和5年 5月 23日

令和4年度「京丹後市いじめ調査(年間)」のまとめ

1 実施状況

- (1) 未調査実人数(年間)
 小学校 3名 (小5:1名、小6:2名)
 中学校 1名 (中3:1名)

項目	小学校					中学校				
	京都府		京丹後市			京都府		京丹後市		
	1回目	2回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	1回目	2回目	3回目
在籍者数(人)	57,062	57,094	2,340	2,343	2,338	29,062	29,089	1,286	1,285	1,284
調査数(人)	56,789	56,811	2,329	2,338	2,331	28,852	28,895	1,284	1,284	1,283
未調査数(人)	273	283	11	5	7	210	194	2	1	1
実施率(%)			99.5%	99.8%	99.7%			99.8%	99.9%	99.9%

2 認知等について

- (1) 過去5年間の認知率の推移・・・実人数による割合

認知率	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	小学合計	中学1年	中学2年	中学3年	中学合計
平成30年度	46.7%	51.6%	41.2%	34.9%	23.4%	16.1%	34.7%	8.6%	7.8%	1.5%	5.8%
令和元年度	46.2%	33.0%	45.8%	33.8%	23.6%	13.1%	31.7%	10.8%	5.0%	4.8%	6.7%
令和2年度	47.0%	28.0%	21.8%	31.9%	15.6%	10.8%	25.2%	6.2%	5.4%	1.7%	4.4%
令和3年度	33.8%	40.1%	36.0%	18.1%	25.7%	12.6%	27.6%	6.1%	5.5%	1.8%	4.5%
令和4年度	35.1%	31.9%	36.3%	34.3%	14.5%	14.4%	27.8%	8.6%	5.2%	1.8%	5.1%

- ア 京丹後市内すべての小中学校において、いじめを認知している。
- イ 年間(合計)の認知率を令和3年度と比較すると、小中学校ともに増加している。また、5年間で最も低かった令和2年から小中学校ともに徐々に増加となっている。
- ウ 同一学年を経年で比較すると、すべての学年で減少している。

- (2) 令和4年度「調査回別の学年認知率と解消率」・・・延べ件数

		小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	小学合計	中学1年	中学2年	中学3年	中学合計	
1回目	認知件数	74	63	83	67	22	35	344	16	14	5	35	
	認知率	18.5%	15.9%	21.6%	16.9%	5.7%	9.5%	14.8%	3.9%	3.2%	1.1%	2.7%	
	解消率	85%	94%	89%	97%	95%	97%	92%	81%	100%	100%	91%	
2回目	認知件数	81	60	61	60	26	27	315	7	9	4	20	
	認知率	20.3%	15.2%	15.7%	15.0%	6.7%	7.3%	13.5%	1.7%	2.0%	0.9%	1.6%	
	解消率	88%	97%	85%	88%	81%	93%	89%	71%	78%	100%	80%	
3回目	認知件数	51	58	59	56	27	19	270	14	3	0	17	
	認知率	12.8%	14.8%	15.2%	14.1%	7.0%	5.2%	11.6%	3.4%	0.7%	0.0%	1.3%	
	未 解 消 件 数	A要指導	2	11	17	4	5	0	14%	1	0	0	6%
		B要支援	2	1	0	2	5	2	4%	4	0	0	24%
C見守り		45	46	39	48	17	15	78%	9	3	0	71%	

未 解 消	A(要指導)	いじめの行為が止んでおらず、被害児童生徒が嫌な思いをしている。
	B(要支援)	いじめの行為は止んでいるが、被害児童生徒は嫌な思いをしている。
	C(見守り)	いじめの行為も被害児童生徒の嫌な思いもないが、その状態が3か月経過していない。
解 消		3カ月以上いじめの行為がなく、被害児童生徒の嫌な思いもない状態

- ア 小・中学校の全体的な認知率は、回が進むごとに減少している。
- イ 各調査で認知された件数において聞き取り調査を行い、本人だけでなく保護者にも理解をいただき解消に向けて取組を進めている。また、1回目調査の未解消の事例については、2回目の追跡調査においても調査し、解消するまで指導、見守りを継続している。
- ウ 未解消の内容をみると、指導により一旦行為が止んでも、3カ月以内に再びいじめを訴える状況によるものである。特別な支援を要する児童生徒の割合が高く、特別支援の視点のもと、有効な支援や有効でない支援について全教員で共有し、一致した支援を行っていく必要がある。

(3) 態様について
 <いじめの態様>

①	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
②	仲間はずれ、集団による無視をされる。
③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
⑤	金品をたかられる。
⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
⑨	その他

小学校		中学校	
京丹後市(年間)	京都府(R4・2回目)	京丹後市(年間)	京都府(R4・2回目)
①冷やかしからかい等(42.7%)	①冷やかしからかい等(40%)	①冷やかしからかい等(50.6%)	①冷やかしからかい等(49.1%)
③軽くぶつかられたり蹴られたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする(18.7%)	③軽くぶつかられたり蹴られたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする(18.1%)	③軽くぶつかられたり蹴られたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする(17.3%)	③軽くぶつかられたり蹴られたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする(14.8%)
②仲間はずれ・集団による無視(12.0%)	②仲間はずれ・集団による無視(12.1%)	⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(12.3%)	②仲間はずれ・集団による無視(9.9%)
④ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする(11.4%)	④ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする(9.4%)	④ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする(9.9%)	⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(7.1%)
⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(0.3%)	⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(1.9%)	⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(12.3%)	⑧パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる(5.0%)

ア 京丹後市の態様は、ほぼ京都府と同じ傾向にあるが、中学校の SNS 関係が12.3%と京丹後市は高い。しかし、全体の数が少ないため件数は10件である。

イ 「SNS」を介した態様は、オンラインゲーム内でのトラブル、中学校では LINE やインスタグラムなど SNS 内でのトラブルがあげられている。

ウ 「その他」については、「注意しても聞いてくれない」「マスクを外して話している人がいる」「給食を静かに食べたいのに騒がしい」などがあげられた。

(4) 「重大事態」について
 <いじめの重大事態>

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態。

令和4年度本市において、年間を通して「重大事態」の認知及び発生はない。